「職場における受動喫煙対策について」「長時間労働による健康障害防止のために」

( ) 鳥取労働局 労働基準部 健康安全課長 木村 靖

# 健康保険委員研修会



● 知ってほしい受動喫煙の害 ●

たばこの先から出る

副流煙。

目に見えない様でも

害はあり、あっという難に 職所に広がります。

2.8 主流理 3.4#

■確化炭素 4.7倍

顕遺機には、見がん性のある化学機関 ペンゾビレン、ニトロソアミン書も含まれる。

最い込む煙

**(原始的图数 除物化图题) 第2的未少** 



#### 受職構造によって 引き超こされる体への書

験がん、急性心筋梗塞などの歯血性心疾患、 乳幼児交話交通機構、子どもの呼吸器感染症や 最高限かの研究など



#### 受動物類による死亡者数の批計

新書店提供による話が人と自由性心疾患の死亡 動は、年間的6,800人。

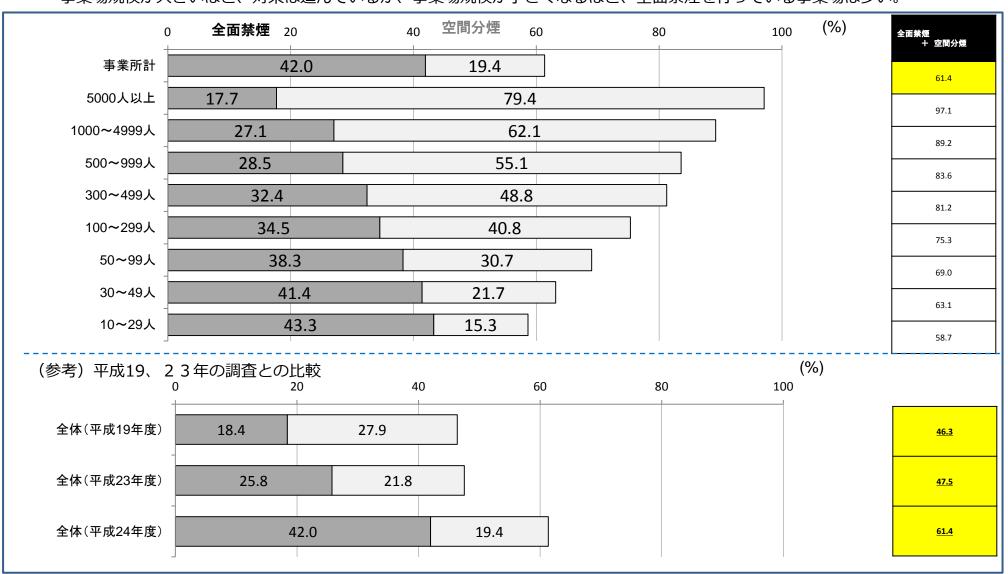
そのうち職場での受動期間が原因とみられるのは約3,600人。

平成22年6月18日に葡萄決定された「新成長戦略」では、2020年までの目標として、「安敷収録の無い戦略の実現」が掲げ られています。原生労働者では、この目標の連続に向け、事業等の配額を促進するため、破職業業費の際の制度的支援、受費 職標防止対策に関する技術的な思い合わせに対応する専門家による相談対応などの技術的支援を行うこととしています。 さらに、関係団体、学副関係者、労使等から構成される円息合義を開催し、薬種別の問題内容や超尾のコンセンサスの形成 のための観覚等について高端することとしています。

このパンフレットでは、事業者の価格にぜひ知っておいていただきたい、またぜひ取り組んでいただきたい内容について、 分かりやすく解説しています。

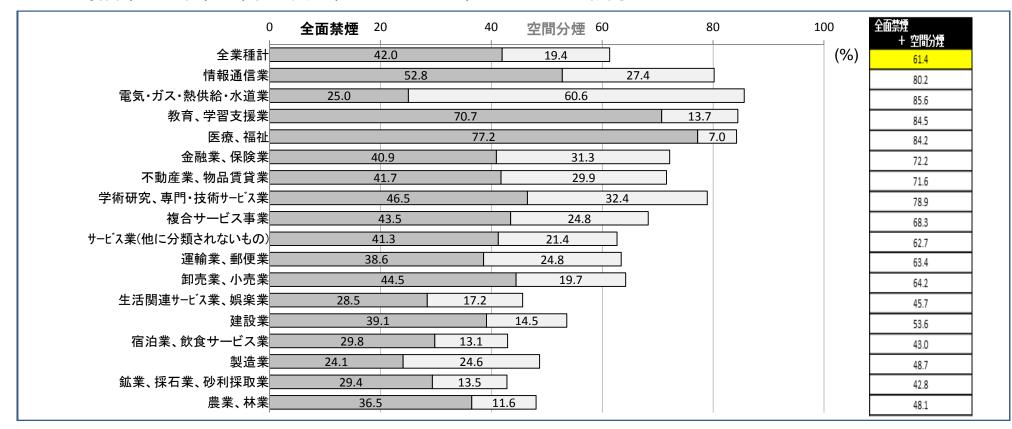
#### 受動喫煙防止対策に関する事業場の取組状況(規模別)

- ・H23→H24で全面禁煙・空間分煙で対策を行っている事業主が大幅に増加。
- ・事業場規模が大きいほど、対策は進んでいるが、事業場規模が小さくなるほど、全面禁煙を行っている事業場は多い。



#### 受動喫煙防止対策に関する事業場の取組状況(業種別)

- ・業種によって、取組み状況に差がある。
- ・接客系、土木系の業種と製造業について、対策が遅れている傾向にある。



#### 【出典】平成24年労働者健康状況調査

- 実施機関 厚生労働省大臣官房統計情報部 (統計法に基づく一般統計調査)
- 調査の範囲

[事業所] 約13,000事業所(常用雇用者を10人以上雇用する民営事業所から層化抽出法により抽出)

[労働者] 約17,500人 (上記事業所に雇用されている労働者のうちから層化抽出法により抽出)

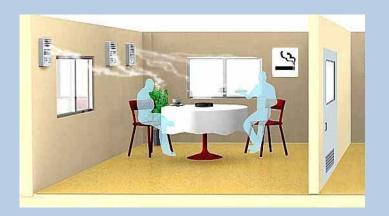
- ○受動喫煙を防止するため、<u>事業者及び事業場の実情に応じ適切な措置を講ずる</u> ことを事業者の努力義務とする。
- ○受動喫煙防止対策に取り組む事業者に対し、<u>国は、受動喫煙の防止のための設</u> 備の設置の促進等の必要な援助に努めるものとする。

#### 【国による支援措置の概要】

#### ●受動喫煙防止対策助成金

・助成対象:全ての業種の中小企業事業主 ・助成対象:喫煙室の設置のための費用

・助成率等:上記費用の1/2 (上限200万円)



#### ●受動喫煙防止対策に関する無料相談窓口

- ・喫煙室の設置、飲食店の喫煙エリアにおける浮遊粉じんの濃度基準への対応など各種相談について、専門家による無料電話相談を実施。
- ・依頼者の希望に応じて、無料実地指導も実施。
- ・経営者、人事担当及び安全衛生担当者を対象とした受動喫煙防止対策に関する説明会を実施。

#### ●たばこ煙の濃度等の測定機器の無料貸出

・職場の空気環境を確認するために、たばこ 煙の濃度や喫煙室の換気の状態を測定する 機器(粉じん計、風速計)の無料貸し出し を実施。





### 対象となる事業主

次のすべてに該当する事業主が対象です。

- (1) 労働者災害補償保険の適用事業主であること
- (2) 次のいずれかに該当する中小企業事業主であること

業種		常時雇用する 労働者数	資本金
小売業	小売業、飲食店、 配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、 医療・福祉、複合サービス (例:協同組合)など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1 億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、 製造業、運輸業、金融業、 保険業、不動産業など	300人以下	3 億円以下

- (3) 一定の基準(喫煙室の入口において、**喫煙室内に向かう風速が 0.2m/s以上**)を満たす喫煙室を設置(改修も含む)すること
- (4) 事業場内において、喫煙室以外を禁煙とすること

### 助成内容

喫煙室の設置にかかる経費のうち、工費、設備費、備品費、機械装置費などの 経費※の2分の1の額を支給。

助成対象経費 <sup>※</sup>	助成率	上限額
工費、設備費、備品費、機械装置費など	1/2	200万円

※ 要件を満たす喫煙室を設置するために必要なものに限ります。

#### (注意)

- ・支給は事業場単位とし、1事業場につき1回
- ・同じ事業場で複数の喫煙室を設置する場合は、まとめて1件の申請 (1申請の上限額は200万円)

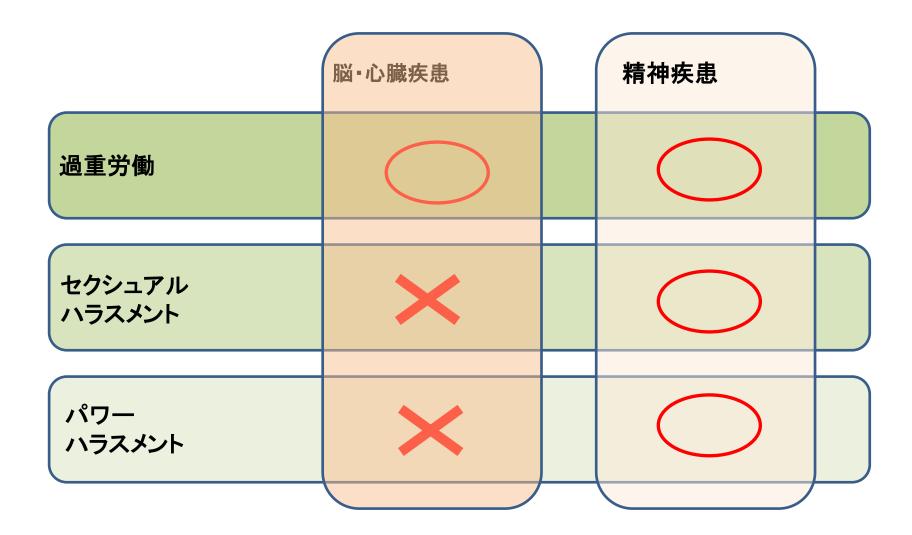
### ストレスチェック制度の創設

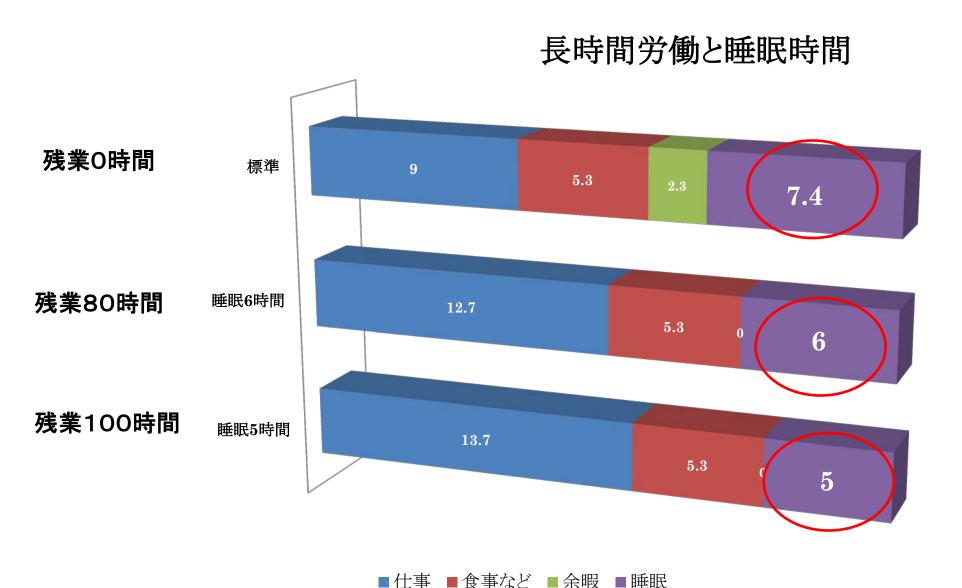
- ○労働者の心理的な負担の程度を把握するための、<u>医師、保健師等による検査(ストレスチェック)の</u> 実施を事業者に義務づける。ただし、<u>従業員50人未満の事業場については、当分の間努力義務</u>とする。
- ○ストレスチェックを実施した場合には、事業者は、検査結果を通知された労働者の希望に応じて<u>医師</u> による面接指導を実施し、その結果、医師の意見を聴いた上で、必要な場合には、作業の転換、労働時 間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。
- ○国は、ストレスチェックを行う医師、保健師等に対する研修の充実・強化、労働者に対する相談・情報提供体制の整備に努めるものとする。

#### 【ストレスチェック制度の概要】

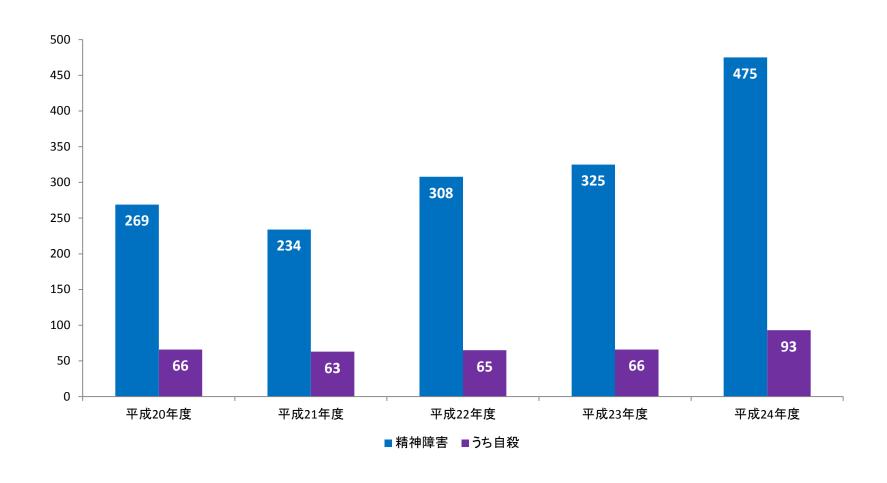


業務上の負担と発症とに関連性が考えられる疾病





### 精神障害の労災支給決定件数の推移



なぜ長時間労働に陥るのか

